

# 紙類

## 分別マニュアル



嵐 山 町

紙の原料は元をたどればすべて木材(パルプ用材)です。

不要になった紙を安易にごみにすることは、貴重な森林資源を浪費することにつながります。

紙のリサイクルは、一度使用された紙(古紙)を繰り返し使用することで資源の有効利用になり、新たに投入される木材(パルプ用材)の量を抑制することで、森林資源の持続可能な利用に貢献するうえ、廃棄物として処理される紙の量を削減し廃棄物の減量化につながります。


紙類は、生活の中で多くのものに使用されていますが、リサイクルできる紙をもえるごみの中に入れてしまうとリサイクルすることができず、多額の処理費用が必要になります。

### ・もえるごみ

お金を払って処理します。(増えれば 町の負担が増えます。)

### ・紙類

お金が貰えて処理します。(増えれば、町の負担が減ります。)

しかし、紙類のリサイクルマーク  のある紙がすべてリサイクルできません。もえるごみの削減は、処理費の削減につながりますので、リサイクルできる紙はきちんと分別して、「もえるごみ」ではなく、「資源」として利用するようにしましょう。

## 紙類の収集日について

紙類の収集日は、毎週火曜日です。(※12月29日～1月3日は収集しません。)

午前8時までに所定の集積場に出してください。詳細の収集日は、ごみ・資源分別収集カレンダーで確認してください。

## 紙類の出し方について

ご家庭から出る紙の量に応じて、以下の方法で出してください。

- ①紙袋に雑紙をためて、一杯にたまったら袋(箱)ごと出す。
- ②大きさを揃えて、ひもを十字にしばって出す。
- ③上部が開いているダンボール(ペットボトルの箱など)に雑紙をためて、たまったら箱(袋)ごと出す。

# 資源になる紙類の一例（紙類で出すことができます）

<p>ハガキ</p>  <p><u>表面を加工されているものは不可</u></p>	<p>紙袋</p>  <p><u>紙以外のものは取り外す</u></p>	<p>ラップの芯・ トイレットペーパーの芯</p>  <p><u>つぶして、紙袋等に入れる</u></p>
<p>封筒</p>  <p><u>窓枠封筒の場合はビニールを取る</u></p>	<p>ティッシュ箱</p>  <p><u>ビニール部を取り、つぶす</u></p>	<p>雑誌</p>  <p><u>ひもで十字にしぼって出す</u></p>
<p>お菓子の箱・包装紙</p>  <p><u>おみやげなどの箱や包装紙</u></p>	<p>卵の容器</p>  <p><u>紙製容器のみで、着色していない</u></p>	<p>メモ用紙・カレンダー</p>  <p><u>紙以外のものは取り外す</u></p>
<p>コピー用紙</p>  <p><u>封筒や紙袋などに入れ、 しぼって出す</u></p>	<p><u>きちんと雑紙は 分別しよう！</u></p> 	

# リサイクル不可の紙類の一例 (もえるごみで出す)

<p>汚れた紙</p>  <p>食品汚れが付いた紙、 使用済ペーパータオルや汚物処 理したものなど</p>	<p>レシート (感熱紙)</p>  <p>レシートや感熱ファックスの用紙等</p>	<p>防水加工等している紙製容器</p>  <p>紙コップ、紙皿、紙製カップ麺の容 器、紙製ヨーグルト容器、弁当小分 け用の容器など</p>
<p>シール等の粘着物のもの</p>  <p>おもちゃのシール、圧着ハガキ・粘 着テープなど</p>	<p>においが付いた紙</p>  <p>粉末洗剤の箱、線香の箱、固形石 鹸の包み紙など</p>	<p>金・銀の紙</p>  <p>ガムやタバコの銀紙 折り紙に入っている金や銀の折り紙</p>
<p>カーボン紙のもの</p>  <p>ノーカーボン紙、カーボン紙等の複 写伝票や領収書</p>	<p>緩衝材に使用した紙</p>  <p>くつ、カバン、荷物の間などに使用し ている詰め物</p>	<p>印画紙</p>  <p>写真、インクジェット写真用紙、アル バムなど</p>
<p>不織布</p>  <p>マスク、簡易お手拭き、など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラミネート処理した紙 (プラスチックがあるため)</li> <li>・アイロンプリント紙 (複合素材のため)</li> <li>・宅配用の緩衝材入りの袋 (複合素材のため)</li> <li>・ストーンペーパー (紙ではないため)</li> </ul> <p>これらのものは、再生するときに、色のむら、シミや臭いの原因になったりします。 また機械の故障原因となりますので、雑紙 では出せません。</p> 	

# 紙類の分類の基準は？

★雑紙とは？ 家庭より発生する紙・板紙及びその製品で新聞、雑誌、段ボール、飲料用パック(牛乳パック)のいずれの区分にもはまらないもの

★新聞とは？ 家庭、会社及び官公庁等により発生する新聞(折込チラシを含む)及び残紙

★段ボールとは？ 事業所、家庭等により発生する段ボール

★雑誌とは？ 家庭、会社及び官公庁等により発生する雑誌、書籍及び返本・残本(印刷冊子を含む)、取扱説明書、小冊子(パンフレット、カタログ、案内書など本の形をしたもの)を加えた綴じられたもの

## 禁忌品について

### 1 紙以外の物

- 1) 石、ガラス、金属(工具、機械部品などを含む)、土砂、木材、布類、プラスチック類など
- 2) 合成紙、ストーンペーパー(プラスチックと鉱物で作られているので、正確には紙ではない)
- 3) 不織布(マスク、簡易お手拭きなど)
- 4) 使い捨ておむつ、生理用品、ペット用トイレシート(未使用のものを含む)
- 5) その他工程若しくは製品に著しい障害を与えるもの

### 2 紙製品であるものの製紙原料にならないもの

- 1) 芳香紙、臭いのついた紙、(洗剤・石鹼・線香などの紙製包装・紙箱・段ボール箱など)
- 2) カバンや靴などの詰め物(緩衝材として使用済み昇華転写紙が再利用されることが多い)
- 3) 昇華転写紙(捺染紙、アイロンプリント紙、主に布地に加熱してプリントする際に使われる紙)
- 4) 感熱性発泡紙(立体コピー紙、主に点字関係に使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙)
- 5) ろうが付いた段ボール(輸入青果物、水産加工品などが入った箱)
- 6) 食品の残渣が付いた紙
- 7) 汚れた紙(油のついた紙、使用済みのティッシュペーパー・ペーパータオル・ペット汚物を処理した紙)
- 8) 血液などが付着した紙
- 9) その他工程若しくは製品に著しい障害を与えるもの

### 3 製紙原料に混入することは好ましくないもの

- 1) 金・銀など金属が箔押しされた紙
- 2) 建材に使用される紙(石こうボードなど)
- 3) 圧着はがき
- 4) シール、粘着テープなど(ただし、段ボールの場合、粘着テープは禁忌品としない)
- 5) 防水加工された紙
- 6) ビニール及びポリエチレン等の樹脂、アルミコーティング紙、ラミネート紙
- 7) 硫酸紙、ろうが付いた紙
- 8) 印画紙(写真、インクジェット紙、アルバム)
- 9) カーボン紙、ノーカーボン紙(宅配便の複写伝票など)
- 10) 感熱紙(ファックス用紙、レシートなど)
- 11) 抄色紙(※メーカーにより異なるため注意)
- 12) 新聞折込チラシ、雑誌、カタログに付随したサンプル類
- 13) その他製紙原料として不適当なもの(複合素材の紙など)

### **雑紙を出すときの注意点**

- 1 シールが貼られたはがきや封筒は、シールを取り除く。
- 2 プラスチックフィルムのついたティッシュの取り出し口や窓枠封筒は、その部分を取り除く。
- 3 紙や紙箱に貼られた粘着テープは取り除く。
- 4 雑紙は、雨に濡れるとリサイクルすることができなくなります。

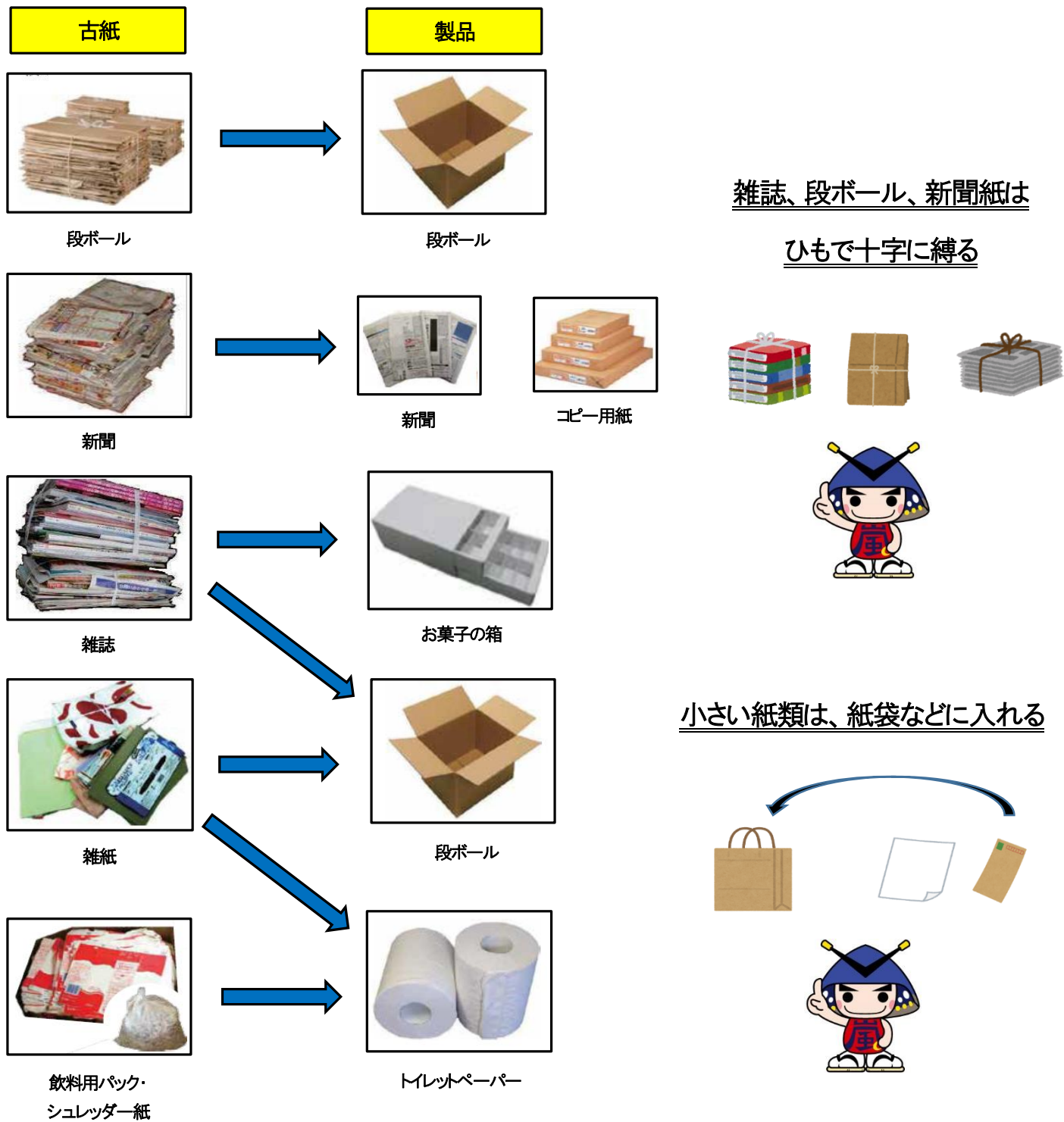
雨天や当日雨が降りそうな予報が出ている場合は、翌週の収集日に出すようにしてください。どうしても、

出さなければならない場合は、濡れないようにビニール袋に入れて出してください。

# 紙のリサイクルについて

紙類の回収は、新聞、雑誌、段ボール、雑紙、飲料用パックなどの種類がありますが、効率的にリサイクルをするためには、必要に応じた分別をして、紙の原料として使用しなければなりません。

「毎週火曜日」が「紙類」の収集日です。決められたルールにより、リサイクルを推進しましょう。



「紙類」 分別一覧表(色塗・太字箇所が「紙類」で集積場に出せる品目)

	品目	もえるごみ	紙類	注意事項・紙類で出せない理由
あ	アイスクリームのカップ、ふた	●		防水加工されているため
	アイロンプリント紙	●		特殊なインクを使っているため
	圧着はがき(親展はがき)	●		付着している粘着物が、リサイクルに問題を起こすため
	宛名シール	●		付着している粘着物が、リサイクルに問題を起こすため
	油紙	●		防水加工されているため
	あぶらとり紙	●		特殊加工がされている紙であるため
	油のついた紙	●		油などで汚れた紙はリサイクルに適さないため
	アルバム	●		写真やプラスチックなど、紙以外が含まれるため
	アルミホイル、アルミ箔	●		金紙、銀紙、アルミ箔は紙ではないため
い	色紙		●	金銀などの箔押し紙、千代紙などの和紙、テープなど紙以外のものがついている場合は不可。※大量のクレヨンや絵の具、糊が付いた紙は不可
	印画紙	●		感光材料が塗布されているため
	インクジェット写真プリント用紙	●		特殊加工がされている紙であるため
	飲料用紙パック	●		牛乳パックは、「紙類」の日に出す。※内部がアルミ加工されているものは「もえるごみ」
お	OA用紙		●	写真プリント用紙や感熱紙など個々の項目を参照
	お酒の紙パック	●		アルミ加工や防水加工がされているものは「もえるごみ」
	お茶の紙パック	●		アルミ加工や防水加工がされているものは「もえるごみ」
	折り紙		●	金銀などの箔押し紙は「もえるごみ」
か	カーボン紙	●		宅配便の複写伝票など
	菓子箱		●	内袋がなく、油や粉末などが付着した紙は「もえるごみ」。※アルミやビニールで加工された紙は不可
	カタログ		●	ビニール封筒やビニール加工の表紙など、紙以外の部分を取り除き「もえるごみ」
	カップ麺の紙製容器	●		防水加工やアルミコーティングがされているため
	カップ麺のふた	●		アルミ加工されているため
	紙おむつ	●		特殊加工がされている紙であるため
	紙コップ	●		防水加工されているため
	紙製の食品容器(紙皿)	●		防水加工されているため
	紙テープ		●	粘着テープや画鋲など紙以外のものを含む場合は「もえるごみ」
	紙ひも		●	紙袋の持ち手の紙ひもは、「雑がみ」。材質が段ボールの紙ひも(茶系色のもの)もあるため、白色以外の紙ひもは「もえるごみ」として出す
	紙ファイル		●	プラスチック部分は取り除くこと
	紙袋		●	「雑がみ」を入れて袋ごと出すことが可能。紙以外の持ち手は、取り除いて「もえるごみ」へ ※ ビニール加工されている袋は不可
	紙やすり	●		特殊加工がされている紙であるため
	ガムテープ	●		粘着物がついているため
	ガムの個別包装紙	●		アルミ加工されているものは「もえるごみ」
	画用紙		●	油性絵具で描かれたものはもえるごみ
	カレンダー		●	金具等の紙以外の部分は、分別し素材別に指定された日に出す
	感光紙	●		青焼コピー紙など感光紙は不可
	緩衝材	●		多量の糊を含むため
	感熱紙	●		ファックス用紙、レシートなどの感熱紙は不可




き	切手	●	封筒などに貼ってある場合はそのまま出せる。※切手のみ大量に出す場合は「もえるごみ」へ
	牛乳パック	●	牛乳パックは、「紙類」の日に出す
	牛乳びんの紙ぶた	●	防水加工されているため
	銀紙	●	金紙、銀紙、アルミ箔は紙ではないため
	金や銀で箔押しされた紙	●	金・銀がリサイクルの工程で除去できないため
く	薬の紙袋	●	服用方法など記載した紙や個包装された薬を入れる外袋であれば「雑がみ」。粉薬などの個包装の紙袋は、特殊な加工がされているため「もえるごみ」
	薬の箱	●	ビニール加工された箱やにおいの染みついた箱は「もえるごみ」へ
	クッキングシート	●	特殊加工がされている紙であるため
け	ケーキの底紙	●	特殊加工がされている紙であるため
	ケーキの箱	●	クリームが付いて汚れている場合は不可
	化粧品の箱	●	防水加工やビニール加工された箱は不可
こ	香典袋	●	のしなど紙以外の部分は取り除いて「もえるごみ」へ
	ご祝儀袋	●	のしなど紙以外の部分は取り除いて「もえるごみ」へ
	小包用封筒	●	切手や宛名シールが貼ってある程度は、「雑がみ」。伝票や粘着テープ、ビニールなどは取り除いて「もえるごみ」へ
	コピー用紙	●	写真プリント用紙や感熱紙など、特殊な加工がされたものは、個々の項目を参照
	コピー用紙の包装紙	●	
さ	再生紙	●	写真プリント用紙や感熱紙など、特殊な加工がされたものは、個々の項目を参照
	雑誌	●	
	サトペーパー(紙やすり)	●	特殊加工がされている紙であるため
し	シール	●	付着している粘着物が、リサイクルした紙に問題を起こすため
	写真	●	特殊加工がされている紙であるため
	写真つき年賀状、はがき	●	ビニール加工や写真付きのはがきは不可
	写真プリント用紙	●	特殊加工がされている紙であるため
	ジュースの紙パック	●	アルミ加工されているものは「もえるごみ」へ
	習字の半紙	●	未使用品や文字を書いた程度のもは、「雑がみ」 ※余った墨汁を吸わせるなど、大量に墨が付いたものは、「もえるごみ」
	樹脂加工紙	●	特殊加工がされている紙であるため
	シュレッダー紙	●	
	昇華転写紙(バッグの詰物等)	●	アイロンプリント台紙などの昇華転写紙(捺染紙)は、特殊なインクを使っているため
親展はがき(圧着はがき)	●	付着している粘着物が、リサイクルした紙に問題を起こすため	
す	ステッカー	●	ビニール加工や防水加工をしてあり、粘着性のものであるため
	ストローの外袋(紙製)	●	
せ	石鹸の包装紙	●	においが染みついた紙はリサイクルに不適なため
	石鹸の外箱	●	においが染みついている外箱であれば可
	線香の紙箱	●	においが染みついた紙はリサイクルに不適なため
	洗剤の紙箱	●	においが染みついた紙はリサイクルに不適なため
た	台紙(Y シャツなど)	●	
	ダイレクトメール	●	ビニール封筒やサンプルなど紙以外の部分は取り除き、「もえるごみ」へ
	たばこのカートン箱	●	ビニールの包みは取り除いて「資源プラスチック」へ。※ビニール加工や箔押しがある、においが染みついていない箱は不可
	たばこの紙箱(外箱)	●	においが染みついた紙はリサイクルに不適なため
	卵の紙ケース	●	
ち	地図	●	合成紙や防水加工された紙である場合が多いため、判断がつかない場合は「もえるごみ」へ
	千代紙	●	和紙は不可。絵柄は千代紙で普通紙製のものもあるが、判断がつかない場合は「もえるごみ」へ
て	ティッシュペーパー外箱	●	ビニール部分(ティッシュの取り出し口)は、取り除いて「もえるごみ」へ
	テープ類が貼ってある紙	●	粘着物のついた紙は不可。※テープをはがして紙部分だけであれば可

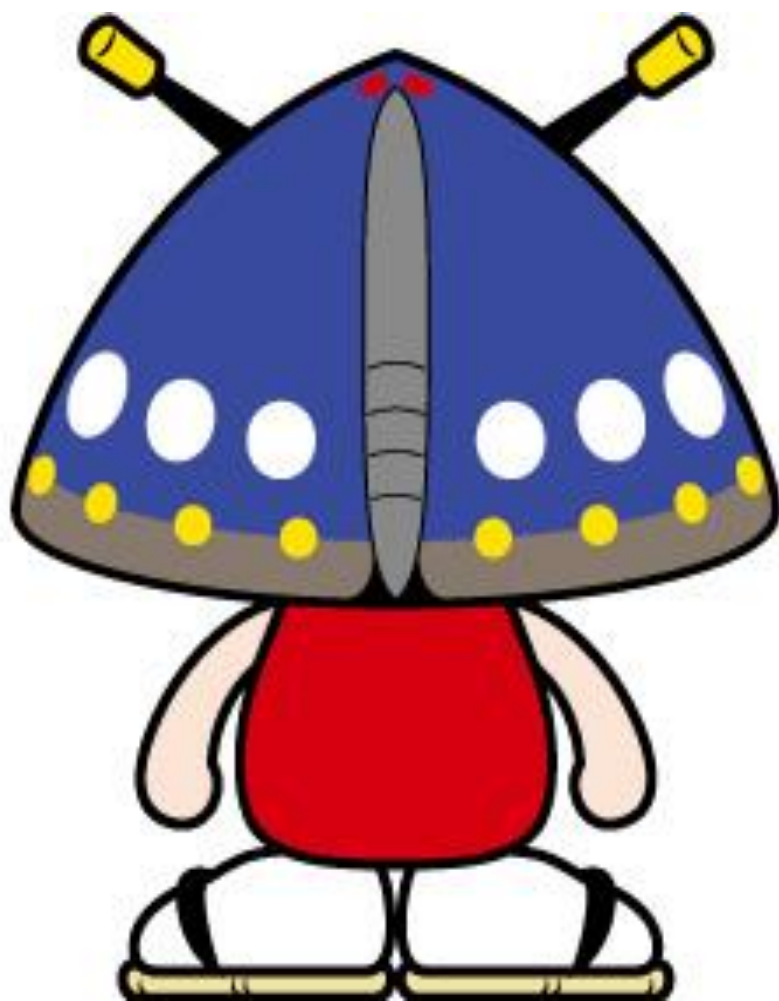
て	テープなどの芯	●	テープなどが残っているものは不可
	手帳	●	革表紙やプラスチックカバー、紐しおりなど紙以外の部分は、取り除いて「もえるごみ」へ
	点字用紙	●	感熱発泡紙は不可
と	トイレットペーパーの芯	●	つぶして出す
	図書・刊行物	●	
	ドーナツの箱	●	直接入れているものは油や砂糖で汚れているため不可
	トランプ	●	ビニール加工、プラスチック加工されたものは不可
	取扱説明書	●	
	トレーシングペーパー	●	特殊加工がされている紙であるため
に	匂いのついた紙	●	においが染みついた紙はリサイクルに不適なため
ね	粘着物のついた封筒や 圧着はがき	●	粘着物がついているものは「もえるごみ」へ
	年賀状	●	テープなどの粘着物ははがして「もえるごみ」へ ※紙以外の素材を含んでいる場合は「もえるごみ」。切手や宛名シールが貼ってある程度は「雑がみ」
の	ノーカーボン紙	●	リサイクルできない素材が混入されているため
	ノート	●	テープ、シールなどの粘着物や、紙以外の部分は、取り除いて「もえるごみ」
	糊付き紙類	●	粘着物は不可
は	はがき	● ●	テープなどの粘着物をはがして「もえるごみ」。※紙以外の素材を含んでいる場合は「もえるごみ」。切手や宛名シールが貼ってある程度は、「雑がみ」
	箔押し紙	●	金や銀などの箔押しがされた紙は不可
	花紙	●	飾り付けの花を作る花紙は、粘着テープや画鋸など紙以外のものを含まず。汚れていなければ可
	パラフィン紙	●	トレーシングペーパーや薬包紙などろうで加工されているため
	パンフレット	●	ビニール封筒やサンプルなど、紙以外の部分は取り除きもえるごみへ
ひ	ピール(6缶入り)のケース	●	折りたたんで出す
	ピザの箱(宅配)	●	アルミやビニールなど紙以外の素材を含まず、汚れていなければ可
	ピザの箱(冷凍)	●	特殊加工がされている紙であるため
	日めくりカレンダー	●	ビニール加工されたカレンダーは、特殊な加工がされているため
ふ	ファイル	●	金具やプラスチックなど分別し、素材別に指定された日に出す。※プラスチックやビニール加工されたものは不可
	ファックス用紙	●	感熱紙は不可。※感熱紙でないコピー用紙などであれば可
	封筒	●	切手や宛名シールが貼ってある程度は、「雑がみ」。伝票や粘着テープ、ビニールなどは取り除いて「もえるごみ」へ
	複合素材の紙	●	リサイクルできない素材が混入されているため
	複写式の用紙	●	カーボン紙、ノーカーボン紙は不可
	不織布(マスクなど)	●	外見は紙に似ているが紙ではないため
	普通紙の包装紙	●	
	プラスチック加工紙	●	プラスチックはリサイクルの妨げになるため
へ	ペーパータオル	●	樹脂加工されているものが多いため
	ペーパーバッグ	●	雑がみを入れて袋ごと出すことが可能。紙以外の持ち手は、取り除いて「もえるごみ」へ ※ビニール加工されている袋は不可
	ペットフードの紙袋	●	防水加工やビニール加工がされた紙は不可
ほ	防水加工紙	●	防水加工やビニール加工がされた紙は不可
	縫製用の型紙	●	一般的に「昇華転写紙(捺染紙)」という特殊な紙なので不可
	包装紙	●	テープなど紙以外の部分は取り除いて「もえるごみ」へ
	ポスター	●	防水加工された紙、合成紙などは「可燃ごみ」へ
	ホチキスの針がついた紙	●	針の量が少量であれば、「雑がみ」として可
ま	窓付き封筒	●	ビニール窓や粘着テープなどは紙以外の部分は取り除いて資源プラへ
め	名刺	● ●	普通紙製もあるが、熱転写紙など特殊な紙を使用しているものも多いため。※判断がつかない場合は「もえるごみ」
	メモ用紙、メモ帳	●	シールやテープ、金属部分は取り除き、素材別に指定された日に出す

ら	ラップの芯	●	平たくつぶして出す
	ラップの箱	●	刃の部分は取り除き、素材別に指定された日に出す
	ラベルシール、台紙	●	付着している粘着物が、リサイクルした紙に問題を起こすため
	ラミネート加工紙	●	プラスチックフィルムなどにより加工された紙は不可
り	硫酸紙	●	バターやチーズ、肉類の包装紙など
れ	レシート	●	感熱紙は不可
ろ	ろう紙	●	材質が紙でないため不可
わ	ワックス加工紙	●	特殊加工がされている紙であるため
	わら半紙・更紙	●	写真プリント用紙や感熱紙など、特殊な加工がされたものは、個々の項目を参照
	割り箸の外袋(紙製)	●	汚れた袋や楊枝は「もえるごみ」へ

色塗りしている品目が主に紙類で集積場に出せるものです。

紙類のマーク  は、「紙製容器包装の識別表示」であり、すべてリサイクルできるマークではありません。こちらの分別一覧マニュアルを参考に適正な分別をお願いします。





**【問合せ先】**

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030-1

嵐山町役場 環境課 環境担当

電話:0493-62-0719

令和4年12月作成